

飲食店・ライブハウス・カラオケ店などを 深夜に営業する皆さまへ

～騒音の被害を未然に防止するために～

近年、住宅の高層化、密集化、ライフスタイルの変化などによって、飲食店・ライブハウス・カラオケ店など、深夜に利用者が多数集まる施設からの騒音を原因とした苦情が多発しています。

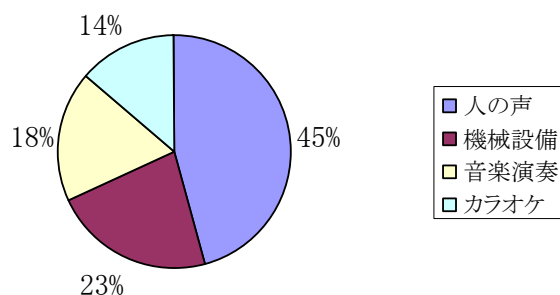
多くの方が睡眠を取る深夜は、あたりが静穏になることから、これらの営業に伴って発生する騒音が際だつようになり、その結果、周辺住民の睡眠を妨げる等の問題を引き起こすことがあります。

深夜の時間帯は、特に静穏を要する時間帯です。事業者の皆さまも地域の一員でありますので、裏面の「対策のポイント」を参考に、店舗から外部に音が漏れないよう十分配慮するなど、**周辺の生活環境に十分配慮して営業を行って下さい。**

苦情の発生原因

- ・ 苦情は、右の図にあるように「人の声」によるものが半数近くを占めており、他には、機械設備、音楽演奏、カラオケが原因となっています。
- ・ 「人の声」が原因の苦情は、4割がテラスなどオープンスペースの利用中、3割が店舗を退出した後の店舗前路上となっており、屋外や開放形の場所で発生している事例が多くなっています。
- ・ 設備機械が原因の苦情については、排気ダクト、換気扇、循環ポンプ等が原因であり、多くは、設備更新、修理、保守点検等により解決しています。

深夜営業騒音苦情の原因 (H20～H22年度)



騒音の規制

- ・ 飲食店・ライブハウス・カラオケ店等からの騒音は、**福岡県警が所管する「騒音防止条例」**の規制を受けます。
- ・ 「騒音防止条例」では、音響機器からの音量基準(裏面)が定められるとともに、23時～6時については、音響機器だけでなく、作業音、動作音も含めて「近隣の家屋内における睡眠を妨げない程度の小音とする」という基準が定められています。違反した場合には、**警察官による警告**や、**県知事による騒音防止のための処置命令**などの規定があり、罰則が科されることもあります。
- ・ その他、福岡県警所管の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」や福岡市こども未来局所管の「福岡市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱」に該当する場合があります。
- ・ 規制ではありませんが、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準(裏面)が別途設定されています。

(この資料に関する問い合わせ先)

福岡市環境局環境保全課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話092-733-5386 FAX092-733-5592

深夜営業騒音の対策のポイント

室内の対策

- 住宅側には、出入り口、窓など開口部を設けないようにする。
- 出入り口を二重構造若しくは防音仕様にする。隙間は遮音用パッキンで埋める。
- 窓を防音サッシ又は二重にする。
- 壁・天井には吸音材・遮音材を取り付ける。
- スピーカー・拡声機は窓から遠ざけ、音量を上げすぎない。スピーカーと床・天井・壁などとの隙間に防振ゴムを入れる。
- 上記の室内対策を実施しても音が漏れ出るようであれば、深夜は、カラオケ等、スピーカー・拡声機の使用を控える。

屋外の対策

- 駐車場は周辺の住宅等に影響を及ぼさない位置に配置するとともに、段差のない構造とする。また、必要に応じて遮音壁の設置等、防音に努める。
- 施設利用客が店舗外の道路や駐車場等で騒がないように声かけやポスター等により注意喚起を行う。
- 自動車の発着音、アイドリング音及び扉の開閉音について看板やポスター等で注意喚起を行う。
- 施設利用者の見送りは店内で済ませる。
- 深夜は、テラスなど屋外を使用した営業は控えるとともに、スピーカーは使用しない。
- 深夜は、屋外での荷さばき作業を行わない。

機械設備の対策

- 室外機や排気ダクト、換気扇等の騒音を発生させる機械設備は、低騒音型の導入に努め、設置場所を近隣住宅からできるだけ離すとともに、近隣住宅に向けないようにする。また必要に応じて、遮音壁、消音器、防振架台・ゴム等を設置する。

その他の対策

- 音が外部に漏れていないか定期的に確認を行う。
- 騒音防止に向けた従業員への教育及び指導を日常的に行う。

◎騒音防止条例「音響機器の音量の基準」

	6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	50dB	55dB	50dB	睡眠を妨げない程度の小音
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55dB	60dB	55dB	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65dB	70dB	65dB	
工業地域、工業専用地域	70dB	75dB	70dB	

◎騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

	6～22時	22～6時
主に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域	55dB以下	45dB以下
主に近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

◎睡眠影響の知見（中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について」部会報告より）

一般地域については、音の発生が不規則・不安定であり、このような騒音による睡眠影響を生じさせないためには、屋内で35dB以下であることが望ましいとされている。しかし、高密度道路交通騒音のように騒音レベルがほぼ連続的・安定的である場合には、40dBが睡眠影響を防止するための上限であるとの知見があることや連続的な騒音の睡眠影響に関するその他の化学的知見を総合すると、道路に面する地域については、40dB以下であれば、ほぼ睡眠影響をまぬがれることができ、睡眠影響を適切に防止できるものと考えられる。